

特集

予算は巡る

～ 生まれてから終わるまで ～

江田島市は一般会計、12の特別会計、3の公営企業会計で運営されています。今回の特集では予算がどうやって作られ、決まり、そして修正され、最終的な決算になるのか、という予算の一生について分かりやすくまとめてみました。

予算をつくるのは市長の仕事

地方自治法第149条に市長の権限が規定されており、その第2号では、「予算を調整し、及びこれを執行すること。」と明記されています。つまり、市長には予算提出権があり、議会が予算をつくることはできません。

議会ができること

地方自治法では次のように決められています。
① 予算を定めること。
② 予算を増額して議決できるが市長の予算提出権を侵すことはできない。
つまり、議会が議決しない限り予算は成立しません。

予算ができるまで

次年度の予算編成は前年度秋以降にその編成作業が始まります。

① 予算編成説明会

11月中旬に総務部財政課・総務課から各部署の予算編成担当者に予算編成方針を説明します。例えば、前年度比10%削減を目標とする、など。

② 概算要求

各部署で翌年度の事業計画を検討し、予算要求の内容を決めていきます。ちなみに平成23年度予算の要求提出期限は平成22年12月7日でした。

③ 予算査定

江田島市も限られた財源の中で優先度の高い事業から次年度の事業計画を決めていかなければなりません。そのため各部署からでてきた概算要求の査定を行っていきます。総務部財政課で内容を検討し、市長と協議しながら予算原案を策定します。予算査定の流れは左のとおり。

12月上旬～中旬 財政課長ヒアリング

12月下旬 総務部長査定
1月上旬 市長・副市長査定

④ 予算原案作成

1月中旬～下旬にかけて予算原案が作成されます。まず、予算査定後の内示がなされます。各部署は、どうしても次年度にやらなければならない事業で査定もれたものについて復活要求をします。本当に必要な事業かどうかという視点で、各部署とも真剣な議論がなされます。

こうして調整されて出上来上がったものが予算原案となります。

⑤ 市議会での審議

出来上がった予算原案は3月定例会に予算案として議会に上程されます。江田島市議会では議員全員による予算審議特別委員会（以後、予算委員会）を設置し、各常任委員会（総務・文教厚生・産業建設）所管ごとの3分科会で慎重審議し、分科会ごとに採決をしたあと、予算委員会としての結論を出します。

補正予算について

その後、本会議の場で一般・特別・公営企業の各会計ごとに採決をし、可決されて初めて江田島市の予算になります。こうして翌年度の4月1日から行政サービスがスムーズにスタートすることが出来ます。

当初予算も年度途中で事情変更や新しい事態に対応するために変更することがあります。これが補正予算です。分かりやすくいえば、予算の修正です。

例えば、地方交付税や補助金額の確定、前年度繰越金の確定、国・県の補正予算、災害復旧が発生した場合、職員の給与改定などがなされた場合に補正予算を組みます。もちろん議会の議決が必要です。

新年度が4月にスタートし、6・9・12・3月定例会や臨時議会で補正予算が組まれます。大幅な補正予算は9月定例会になります。

予算の一生

予算執行は会計年度独立の原則によって、4月1日から翌年3月31日までに現金の出し入れを済ませなければなりません。しかし、現実には歳入の調定（例えば、市税の金額の確定など）や支出負担行為（例えば、3月に購入した物品の支払いが翌4月になる場合）のため、翌年度4月1日から5月31日までの猶予期間を設けています。これを出納整理期間といえます。

決算の認定まで

① 決算書作成

決算作成担当者は出納閉鎖（5月31日）から3カ月以内（8月31日まで）に決算書を作成し、関係書類と一緒に市長へ提出しなければなりません。

② 監査委員の審査

江田島市には市長が任命した委員と議会が指名した議員との2人の監査委員がいます。市長は監査委員に決算を審査し、意見書を作成してもらいます。

③ 議会の決算認定

市長は決算書に意見書を付けて議会に提出します。議会は予算の時と同じように議員全員で構成する決算審査特別委員会（以後、決算委員会）を設置し、各常任委員会（総務・文教厚生・産業建設）所管ごとの3分科会で慎重審議し、分科会ごとに採決をしたあと、決算委員会としての結論を出します。

本会議の場で、一般・特別・公営企業の各会計ごとに採決をし、可決されて初めて決算認定となります。議会の決算認定は早くて9月定例会、遅くとも12月定例会で行われます。

決算認定の重要性

予算と違って決算は議会の認定がなくても有効です。それゆえ、議会での争点になりにくい地味なものになりがちです。国会でもそうですが予算委員会が華やかな舞台となつていますが、実は決算を審査することはとても大切なことです。税金が本当にまちのために有効に、しかも無駄なく使われたかどうかをチェックする場になるからです。また、決算認定の付帯意見が次年度以降の予算編成や事業計画に反映されることになるからです。議会だけでなく、行政も予算主義から成果主義へ転換しなければなりません。

予算の一生

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会			定例会		臨時会	定例会			定例会			定例会
今年度	前年度3月に成立	→	補正予算	→	補正予算	→	補正予算	→	補正予算	→	補正予算	→
前年度	出納整理期間	→	出納閉鎖	→	決算	→	決算認定					
新年度							編成説明会	→	概算要求	→	査定・原案	→

※定例会のほか、臨時議会でも補正予算が上程されることがあります。